

大阪市告示第411号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和7年4月1日（火）から 同月4日（金）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年4月8日（火）から 同月11日（金）まで	
	令和7年4月15日（火）から 同月18日（金）まで	
	令和7年4月22日（火）から 同月25日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）